

2010年3月16日

mail ニュース

No.10・通巻255

自治労連

都庁職

自治労連都庁職員

労働組合

発行人 米山隆史

TEL 03-5381-0250

# 都に対して春闘要求を提出

交渉組織の都庁職は3月9日、東京都に春闘要求書を提出しました。この場に両産別協議会が同席し、それぞれ産別協議会としての要求書を提出しました。

以下は、その場で寺崎副委員長が行った発言の要旨です。また、要請書本文を添付します。

.....

本日は自治労連都庁職として何点か要請させていただきます。

東京都においては、この10年間の賃金改定の状況は、国の人事院勧告が3回プラスであったのに対して、マイナス改定が7年、見送りが3年となっています。また、昇給カーブのフラット化の強行とあわせて都庁職員の給与水準は大幅に低下し職員のモチベーションが大幅に引き下がる状況となっています。

公務員の賃金引下げは翌年の春闘に影響し、春闘結果が人事院・人事委員会勧告に反映して、官民の賃金引下げの悪魔のスパイラルと呼ばれる結果となり日本の労働者全体の賃金が引き下げられています。この事態は、単に労働者の生活を困難にするだけではなく「国内需要」を減少させて景気を悪化させる大きな原因となっています。

ところが、労働者の賃金が減る一方で、大企業の内部留保は増加しています。政府も「新成長戦略」の中で、「構造改革」を行ってきた結果、「選ばれた企業のみ」に富が集中して、国民・労働者には「実感のない成長と需要の低迷が続いた」と分析しています。したがって、大企業の内部留保を、非正規から正規労働者への転換や下請企業への単価引上げなどで社会的に還元させなければ、国内需要を喚起することにはならず景気回復も望めません。

日本経団連は、賃金引上げを頭から否定しています。しかし、全労連・労働総研が編纂した2010年国民春闘白書によれば、主要企業144社について内部留保の3%未満の取崩しで1万円の賃上げが可能であり、また、1%を雇用に戻すことで1000人以上の雇用が可能となる企業が89社にのぼると分析されています。これが実現すれば国民購買力の向上により日本経済の立て直しが可能となるため、今春闘の主要な課題として賃上げと雇用を求める取り組みが東京の地域でも壮大に進められています。

自治労連都庁職は、東京の地域でこのような春闘の取り組みを進めておりますが、東京都が都庁職要求を実現するとともに、自治労連都庁職が提出した2010年国民春闘要求書にもとづき都庁に関連して働く全ての労働者の処遇改善を要請します。臨時・非常勤職員の賃金の引上げについて、東京都常勤雇用職員との「均等待遇」を基本とした大幅な賃上げを行うなどの処遇改善を行うことは自治体としての東京都に課せられた責務であります。この点を最後に強調させていただき要請を終わります。

す。

.....

2010年3月9日

東京都知事  
石原 慎太郎様

自治労連都庁職  
執行委員長 森田 稔

## 自治労連都庁職2010年国民春闘要求書

貴職におかれましては、東京都政の発展と都民生活の擁護にご尽力されていることに敬意を表します。

自治労連都庁職は、2010年国民春闘にあたり「2010年国民春闘自治労連都庁職要求」を決定し本日要求書を提出いたします。

昨年は、総選挙において自公内閣から民主党中心の政権に変わりましたが、社会保障制度や国民負担の改革は進行せず、国民生活は引き続き大変厳しい状況です。自治体においては「三位一体」改革のさらなる推進により地方自治体の財政負担が増大し、住民の暮らしと福祉の後退をまねき生活破壊が急激に進行している現状です。さらに「貧困」層の拡大と「富」の一部への集中の「格差社会」は社会的問題になってきています。

今春闘は、こうした情勢を踏まえ、労働者・国民にとって「雇用の確保」と「賃金引き上げ」は極めて重要な春闘となっています。

本要求書は、賃金引き上げ、労働条件の改善をはじめ、都民の暮らしと福祉の充実、都政「リストラ」反対、憲法を守り、平和と民主主義の擁護を要求の重点としています。

自治労連都庁職は、組合員の生活と権利擁護はもとより、都民生活の向上と地方自治の本旨に基づいた都政運営を強く要求するものです。

貴職におかれまして、地方自治に立脚し、使用者責任を果たす立場から下記の要求に対して誠意ある対応をおこなうよう要請します。

### 記

#### I 賃金引き上げ等に関する要求

- 1 自治体及び自治体関連職場に働く常用労働者の基本賃金を、誰でも月額25,000円以上引き上げること。
- 2 東京都内で働くすべての労働者の時間給を1,150円以上・日額9,200円以上・月額202,400円以上とすること。時間単価の引き上げ額を100円以上とすること。
- 3 臨時・非常勤職員の賃金については、東京都常勤雇用職員との「均等待遇」を基本として、大幅な引き上げを行うこと。また、経験年齢に応じて賃金を加算する「経験加算制度」を導入すること。

さらに、継続して雇用している非正規職員に常勤雇用職員と同等の退職金を支給すること。

- 4 一時金は年間6月以上とし、勤勉手当比率の拡大は行なわず、勤勉手当の成績率について廃止すること。また、臨時・非常勤職員等非正規労働者にも「均等待遇」の原則に基づき支給すること。
- 5 地域手当については、国における勤務地間調整を目的とした制度であり、基本給に繰り入れを行うこと。また、扶養手当・住居手当など諸手当の改善を行うこと。

## **II 東京都が雇用している臨時・非常勤等の非正規職員及び、監理団体、契約業者等に雇用されている労働者の処遇改善に関する要求**

- 1 東京都が雇用している臨時・非常勤等の非正規職員の賃金・労働条件などすべての処遇について、東京都常勤雇用職員との「均等待遇」の原則で対応すること。
- 2 臨時・非常勤等の非正規職員の「働き続ける権利」を認め、「契約期間満了」や「事業の委託・縮小」等を理由とした「雇い止め＝解雇」を行わず、法に基づき各種社会保険等への加入を促進すること。
- 3 委託業務等公務受託法人・契約業者等が雇用している労働者の賃金・労働条件等「均等待遇の原則」を実現するために、公契約条例などを制定し、入札制度等の改善を行うと共に、関係法人に対する指導を強化すること。

## **III 高年齢労働者、障害をもつ労働者が働き続けられるための要求**

- 1 高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえ、希望する職員は原則として再任用を行うと共に、最低限、雇用と年金の連携を基本に雇用責任を果たすこと。
- 2 障害をもつ労働者の雇用を促進し、労働時間・休暇制度・通院制度・職場環境等を改善し、障害のない労働者と同等に働き続けられる環境づくりに全力をあげること。

## **IV 労働時間・休暇制度に対する要求**

- 1 すべての労働者の年間総実労働時間を1,800時間以内とすること。
- 2 厚生労働省の不払い残業解消「通達」等を遵守し、時間外勤務手当の未払いを直ちに解消するとともに、必要な人員を配置すること。これまでの不払い残業の実態を調査し、過去に遡って時間外勤務手当を支払うこと。
- 3 超過勤務手当の割増し率を平日150%、休日・深夜・年末年始勤務手当を200%とすること。
- 4 恒常的に深夜勤務に従事する労働者の週あたりの労働時間を独自に短縮すること。
- 5 介護休暇・育児時間等、各種休暇制度を職場も本人も安心して行使できるような人員配置を行うこと。

## **V 職場民主主義・民主的公務員制度等に関する要求**

- 1 公務員制度改革問題については、憲法とILO勧告に基づく民主的な公務員制度の確立を基本とし、労働基本権の全面的回復、政治的・市民的自由の完全保障を国に働きかけること。また、東京都における労使関係を民主化すること。
- 2 一般職地方公務員の公益法人等への派遣に当たっては、働き続ける権利と労働条件を保障する立場で労使協議を行い、本人同意を尊重すること。さらに、「本人同意」などの保護規定を逆手に取っ

た「退職強要」等を行わないこと。

- 3 健康診断や安全・衛生委員会活動・職場巡回活動等、労働安全衛生活動法に基づき実施するとともに、労働者保護の立場から拡充すること。
- 4 労働組合活動参加を理由とした行政処分を行わないこと。

## VI 都民本位の自治体行財政確立に関する要求

- 1 『10年後の東京』への実行プログラム2010」にもとづく、都民不在の大規模開発計画を見直し、福祉・教育をはじめとした都民向け施策の拡充に都財政の支出を重点化すること。
- 2 「道州制」「首都圏州」の導入は行わないよう国に求めること。
- 3 格差と貧困が社会問題となる中で、逆進性の強い消費税引き上げは極めて問題が多く、直ちに姿勢を改め、国と地方の税源配分の見直しを基本とした地方財政確立を国に求めること。
- 4 ゆきとどいた教育を進めるため、少人数学級を全学年で早期に実現すること。都立高校改革推進の「新たな実施計画」を見直し、学校を新設すること。特別支援学校（盲・ろう・養護学校）の一方的な再編を行わないこと。
- 5 公務の民営化、民間委託、職員の削減を行わないこと。特に、独立法人化やPFIなどによる都立福祉施設からの撤退、住民サービス低下を及ぼす都税事務所の統合や徴収業務の委託化、水道事業の民営化を撤廃し拡充しないこと。
- 9 区市町村への補助金については、住民生活に直結する補助金は維持・拡充し、安易な削減は行わないこと。なお、市町村総合交付金における「経営努力割」については廃止し、当該額は交付金本体に振り替えること。
- 10 都立3小児病院の廃止を撤回すること。東京の地域医療の確保に向けて必要な措置を講じるとともに、都立医療機関の直営を堅持して、医師・看護師不足を解消・大幅増員を行うこと。
- 11 公立保育所の民営化・民間委託化を推進する都の施策並びに社会福祉施設等の企業への委託などを改め、公的責任に基づく福祉・保育施策の拡充を行うこと。

## VII 東京の平和と民主主義に関する要求

- 1 憲法改悪に反対し、第9条を世界と日本の平和のためにいかし、「戦争をする国」づくりはやめさせること。
- 2 「国連憲章」軽視し、「憲法改正」発言を繰り返す石原知事の姿勢を改めさせ、東京都として「憲法遵守」の姿勢を明確に打ち出すこと。
- 3 「防災訓練」や「国民保護計画」に基づく「大規模テロ災害対処共同訓練」に自衛隊の参加は止めさせ、都民主体の「訓練」を実施すること。
- 4 東京の「非核平和都市宣言」を早急に行い、平和教育推進・原水爆禁止世界大会参加・被爆者援護事業等を積極的に推進すること。
- 5 東京にある米軍基地の再編・強化に反対し、全面撤去を政府に求めること。
- 6 「日の丸・君が代」の教育現場への強制をやめ、不当処分を直ちに撤回すること。また、「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書採用をやめること。

以上

